

第9期たつの市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

(概要版)

令和6年3月

たつの市

計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢者人口は増加しており、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれています。

本市の65歳以上人口はピークを迎えたものの、75歳以上人口は2030年（令和12年）まで、85歳以上人口は2040年（令和22年）まで増加する見込みです。

85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人の増加が見込まれる中で、高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まると同時に、生産人口の急減を踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進が重要となっています。

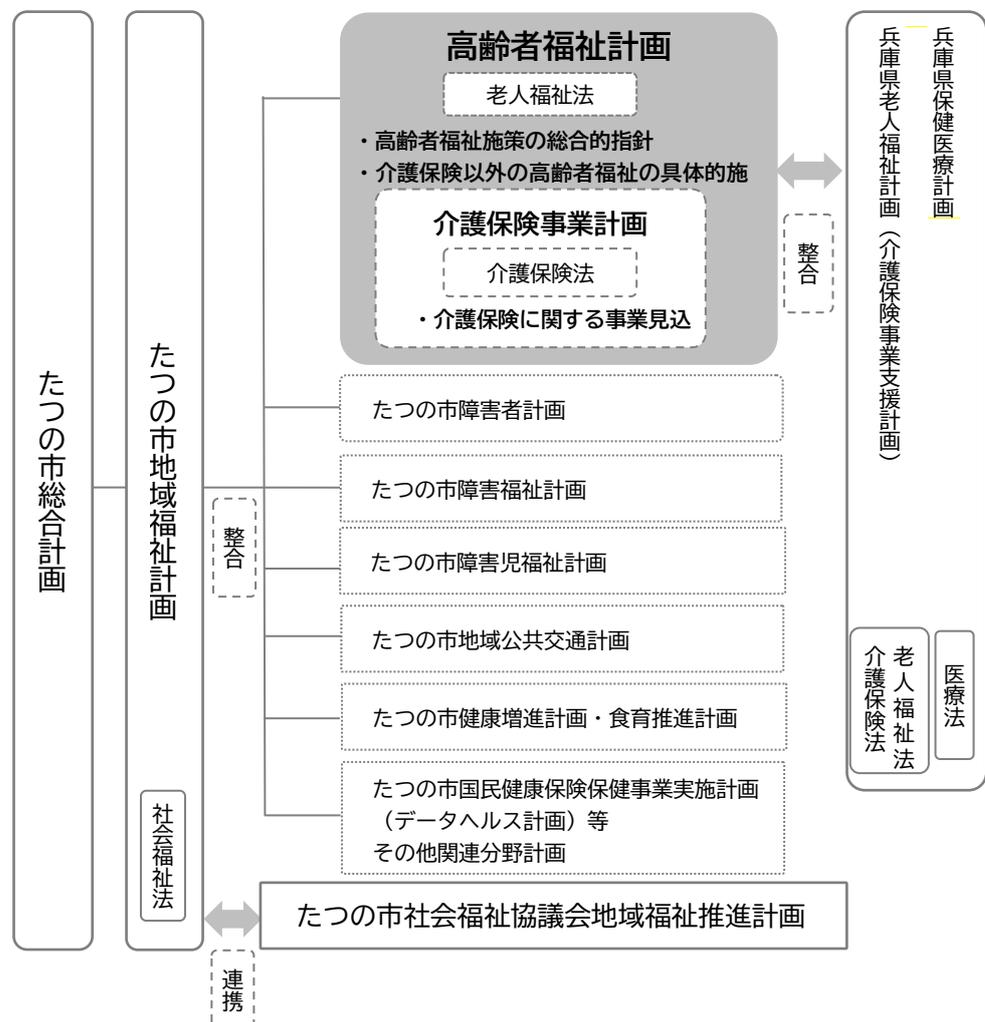
また、医療・介護双方のケアが必要な高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携強化を含めた地域包括ケアシステムの更なる深化、推進が必要となっています。

本市では、令和3年3月に策定した「第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」において、基本理念である「福祉・医療・保健の連携のもと高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた取組を行ってまいりました。このたび計画期間が満了したことから、国の基本指針に基づき、急速な高齢化に伴う、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、「第9期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定するものです。

計画の位置付け

本計画は、高齢者福祉計画が介護保険事業計画を包含した形で一体的に策定したものであり、本市における高齢者福祉施策の総合的指針として位置付けられるものです。

また、本計画は、国の基本指針に基づき、兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）、兵庫県保健医療計画との整合を図りながら、第2次たつの市総合計画を根幹として、第3期たつの市地域福祉計画を基盤に市の各計画やたつの市社会福祉協議会第4次地域福祉推進計画との内容の調和を保つものとなっています。



高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画として、本市の高齢者福祉に関する総合計画として位置付けられます。また、介護保険法第117条に基づき、利用者が自らの選択により福祉・医療・保健にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、今後3年間の年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込みます。

計画の期間

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期として計画内容を見直す必要があります。

このため、本年度、新たに令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期計画を策定します。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据えたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。

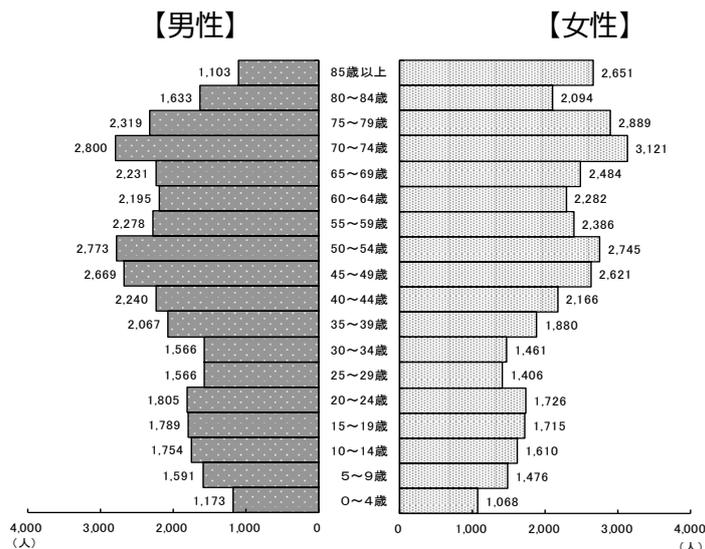
【計画期間】



高齢者を取り巻く現状

(1) 現在の人口構造

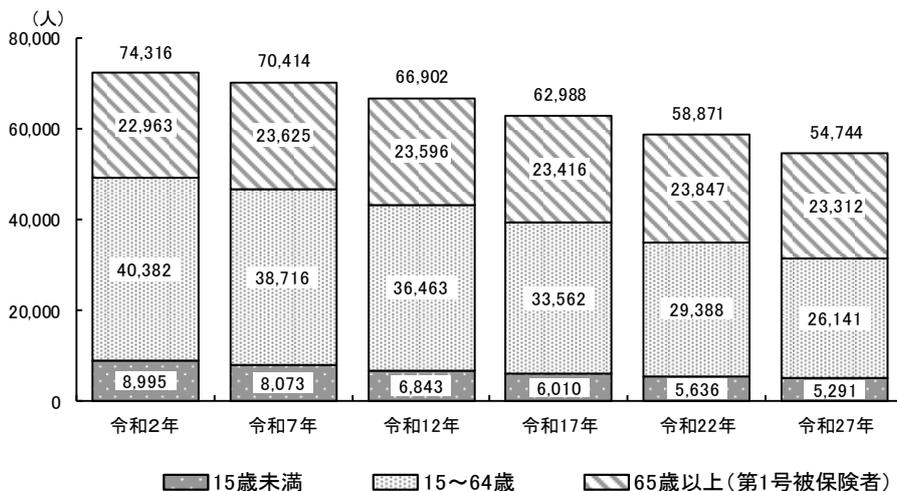
本市の人口は令和5年9月末現在で、男性 35,552 人、女性 37,781 人、合計 73,333 人となっています。年齢階層別にみると、男性、女性ともに「70～74 歳」と「50～54 歳」が多くなっています。また、49 歳以下の階層では、概ね年齢階層が下がるほど人口が少なくなる傾向にあることが見てとれます。



資料：住民基本台帳（令和5年9月末現在）

(2) 人口の推移及び推計

令和2年から令和27年における総人口の推移及び推計を見ると、年々減少する見込みです。令和27年の総人口は、令和2年と比較すると約2万人減少することが予想されます。また、年齢区分別でみると、「15歳未満」「15～64歳」の減少が顕著となっており、少子高齢化が進んでいくことが予想されます。



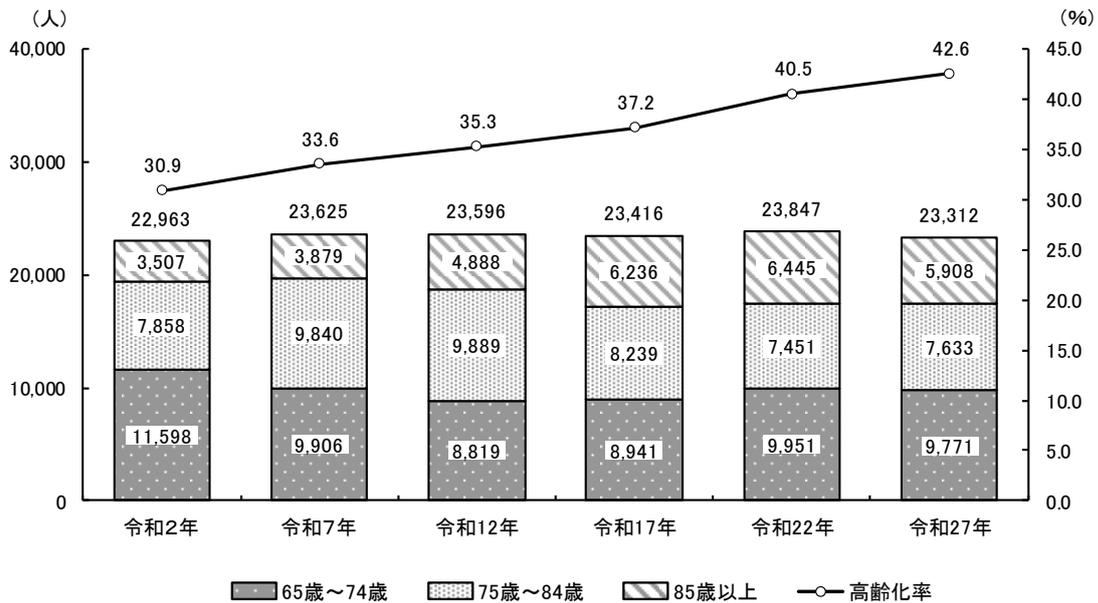
資料：令和2年 国勢調査

※総数は年齢不詳を含む

令和7年～令和27年 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』

(3) 高齢化率及び高齢者数の推計

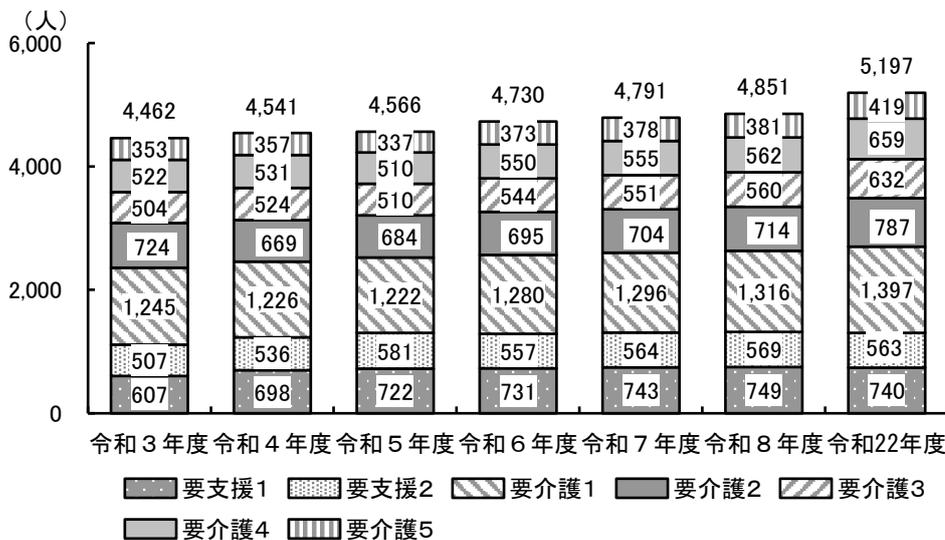
高齢者の推計をみると、本市の高齢化率は今後も上昇する見込みです。高齢者数は減少傾向にあるものの、75歳以上人口は令和12年まで、85歳以上人口は令和22年まで増加することが予想されます。



資料：令和2年 国勢調査
 令和7年～令和27年 国立社会保障・人口問題研究所
 『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』

(4) 要支援・要介護認定者数の推移と推計

本市の要支援・要介護認定者数は下記に示すとおり、増加傾向が続くと見込まれており、令和22年度には5,000人を超えると推計されます。



資料：地域包括ケア「見える化」システム
 各年度9月末現在

(5) たつの市の介護保険事業の状況

<p style="text-align: center;">第1号被保険者1人当たり給付月額</p> <p style="text-align: center;">上段の数値は、施設及び居住系サービスの給付月額 下段の数値は、在宅サービスの給付月額</p> <p style="text-align: center;">資料：厚生労働省「介護保険事業報告」令和5年3月月報</p>	<p>たつの市の第1号被保険者1人当たりの給付月額は、在宅サービスは国や県の給付額と概ね同じですが、施設及び居住系サービスは大きく下回っています。これは、たつの市の高齢者が地域での「在宅」を基本とした介護サービスを利用していることが考えられます。</p>
<p style="text-align: center;">受給者1人当たり給付月額（在宅及び居住系サービス）</p> <p style="text-align: center;">資料：厚生労働省「介護保険事業報告」年報 (令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報) (令和3年度は令和4年2月サービス提供分まで) (令和4年度は令和5年2月サービス提供分まで)</p>	<p>たつの市の受給者1人当たりの給付月額は横ばい傾向にありますが、国や県の給付額と比べると低い額となっています。今後も適切な介護サービス利用となるよう給付の適正化の取組が必要となります。</p>
<p style="text-align: center;">認定率の推移と国・県との比較</p> <p style="text-align: center;">資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報 (令和3、4、5年は「介護保険事業状況報告」3月月報)</p>	<p>たつの市の要支援・要介護認定率は近年少しずつ上昇しています。国の認定率と概ね同じで、県の認定率と比べると低い状況となっています。今後も住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように様々な介護予防事業が重要となります。</p>

計画の基本理念と計画の基本目標

[基本理念]

「福祉・医療・保健」の連携のもと
高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり

[基本目標]

- 1 地域包括ケアシステムの構築・深化
- 2 地域共生社会の実現
- 3 認知症施策推進大綱・認知症基本法等を踏まえた認知症施策の推進
- 4 介護サービス基盤の更なる拡充と介護保険事業の適正化の推進

計画の体系

[基本理念]

「福祉・医療・保健」の連携のもと
高齢者が住み慣れた地域で
安心していきいきと暮らせるまちづくり

[基本目標]

- 1 地域包括ケアシステムの構築・深化
- 2 地域共生社会の実現
- 3 認知症施策推進大綱・認知症基本法等を踏まえた認知症施策の推進
- 4 介護サービス基盤の更なる拡充と介護保険事業の適正化の推進

[施策の方向]

- (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 生活支援の推進
- (4) 高齢者の居住安定施策の推進
- (5) 地域ケア会議の推進
- (6) 地域包括支援センターの機能強化
- (7) 人材確保及び資質の向上
- (8) 介護に取り組む家族等への支援の充実
- (9) 業務効率化の取組
- (10) 災害や感染症に対する体制整備
- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) 支え合う地域づくりの推進
- (3) 高齢者の社会参加の推進
- (1) 認知症施策の推進
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (1) 介護サービス基盤の整備
- (2) 介護保険事業の適正化の推進

日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう定めることになっています。

本市では、第8期計画と同様に、人口規模や生活の実状を勘案して5つの日常生活圏域を設定します。



圏 域 名	地 区	圏域総人口	高齢者数	高齢化率
龍野東圏域	小宅・誉田・神岡	23,429 人	5,995 人	25.6%
龍野西圏域	龍野・揖西・揖保	15,899 人	5,218 人	32.8%
新宮圏域	新宮	12,940 人	4,772 人	36.9%
揖保川圏域	揖保川	11,280 人	3,683 人	32.7%
御津圏域	御津	9,785 人	3,657 人	37.4%

資料：住民基本台帳（令和5年9月末現在）

施策の展開及び重点施策における目標の設定

基本目標 1 地域包括ケアシステムの構築・深化

○自立支援、介護予防・重度化防止の推進

新規の要支援・要介護認定者数 目標値（単位:人）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,200	1,200	1,200

施策の方向	取組
(1) 自立支援、介護 予防・重度化防止 の推進 重点施策	本市では、利用者の身体の状況に応じた各種サービスの提供や、市民や事業者等への自立支援・介護予防に関する啓発に取り組んでおり、今後も引き続き各事業を通じて、自立支援・介護予防・重度化防止を推進していきます。 また、新型コロナウイルス感染症の流行により、外出の機会が減り、心身機能の低下がみられる高齢者のフレイル予防に取り組めます。
(2) 在宅医療・介護 連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。
(3) 生活支援の推進	住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスだけでなく、調理等の家事援助、見守り、安否確認などの日常生活支援の提供拡大に取り組むとともに、円滑に利用できるよう支援します。
(4) 高齢者の居住安 定施策の推進	介護サービスを利用しながら在宅で生活を続けたいと希望する高齢者のために、住宅改造助成制度の利用促進や相談体制の充実を通じて、多様なニーズに対応した快適な住環境の整備を推進します。
(5) 地域ケア会議の 推進	地域ケア会議は「高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備」を目的とし、「個別課題解決」「ネットワーク構築」「地域課題発見」「地域づくり・資源開発」「政策形成」などの機能が効果的に発揮できるよう福祉・医療・保健の関係機関の連携とネットワークを強化することにより「地域包括ケアシステム」の構築・深化を推進します。
(6) 地域包括支援セ ンターの機能強化	地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、医療、介護、介護予防、生活支援を包括的に提供できる体制を構築するため関係機関と連携して関連事業を推進します。 また、高齢化の進展に伴い相談件数が増加する一方で、その内容も多様化し困難な相談も増えている状況を踏まえ、地域包括支援センターの機能強化を図るために、必要な人員体制の充実や予算確保を行っていきます。

施策の方向	取組
(7) 人材確保及び資質の向上	国や県と連携し、多様な人材の確保や育成、生産性の向上を通じた労働負担軽減を推進するなど、介護分野で働くことが魅力的に感じられるように、介護現場の労働環境や処遇の改善に取り組みます。 また、住民を主体とした地域を支える担い手による支援の充実を進めます。
(8) 介護に取り組む家族等への支援の充実	介護者が安心して介護ができ、家族等の介護離職の防止や介護負担の軽減を図るため、相談支援体制の強化や介護保険制度や介護事業所に関する情報提供を強化するとともに、身体的・精神的な負担の軽減に向けた支援を推進します。
(9) 業務効率化の取組	介護人材の確保と併せて、ロボット、ICT等の活用により、より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現することが必要となってきます。本市においても、補助金等の活用促進、先進事例の情報提供等を進め、介護業務の効率化に取り組んでいきます。
(10) 災害や感染症に対する体制整備	近年の新型コロナウイルス感染症の流行は、介護事業所等の運営に大きな影響を及ぼしました。災害発生や感染症の流行に対応するためには、平時から体制を整備しておくことが重要となっています。介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施を通して、災害や感染症に対する体制整備を進めます。

基本目標2 地域共生社会の実現

○支え合う地域づくりの推進

在宅高齢者の割合 目標値(単位：%)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	97.8	97.9	98.0

施策の方向	取組
(1) 包括的な相談支援体制の充実	地域包括支援センターの相談窓口を中心とした相談支援機関の更なる連携・強化を図り、複合的な課題の相談に対応できる体制の構築を目指します。
(2) 支え合う地域づくりの推進 重点施策	高齢者が、地域で安心・安全に暮らしていくことができるよう、日常生活圏域ごとの社会資源を活用した地域づくりを通して、地域共生社会の実現を目指します。 また、行政による啓発活動、各種団体・組織をネットワーク化していくための支援、情報提供などの支援を行うことで、市民が主体となった地域福祉を推進します。
(3) 高齢者の社会参加の推進	高齢者による地域活動や、生涯学習、社会参加のため、多様な活動機会の提供を図っていきます。 また、就労を望む高齢者が、それまで培った技能や技術を活かしながら、地域共生社会の一員として活躍できるよう、地域活動の機会の場や情報の提供に努めるとともに、様々な団体と市が連携し、高齢者の働く機会を拡大していきます。

基本目標3 認知症施策推進大綱・認知症基本法等を踏まえた認知症施策の推進

○認知症施策の推進

要支援・要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方の在宅率 目標値（単位：％）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	80.0	80.1	80.2

施策の方向	取組
(1) 認知症施策の推進 重点施策	<p>認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、様々な機会を通じて多世代へ認知症に関する普及啓発を図ります。</p> <p>また、医療機関や介護保険サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備を推進します。</p>
(2) 成年後見制度の利用促進	<p>今後さらに成年後見制度等の利用を必要とする高齢者が増加することが予想されることから、市民への周知を図るとともに、関係機関の制度の理解とさらなる連携を深めます。</p>

基本目標4 介護サービス基盤の更なる拡充と介護保険事業の適正化の推進

施策の方向	取組
(1) 介護サービス基盤の整備	<p>高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、サービス提供基盤の整備を行うとともに、介護サービスの量的確保及び質的向上に努めます。</p>
(2) 介護保険事業の適正化の推進 重点施策	<p>適切なサービスの確保と提供を図るために介護給付費の適正化等を行い、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度の構築を目指します。</p>

介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険サービスの重点整備

① 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、今後増加が予想される認知症の高齢者が安心して暮らせるように、「認知症対応型共同生活介護」の整備を行います。

また、「地域密着型通所介護」について、既存の通所介護事業所で概ね利用者の受入れが可能となる見込みであり、利用が進んでいない小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用を促進する観点から、原則として新たな指定は行わないこととします。

区分	令和5年度末 時点整備数	第9期計画年度整備数			令和8年度末 時点整備数
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
認知症対応型 共同生活介護	9 (108)	—	—	1 (18)	10 (126)
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 (20)	—	—	—	1 (20)
小規模多機能型 居宅介護	8	—	—	—	8
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	1	—	—	—	1
看護小規模多機能 型居宅介護	5	—	—	—	5
地域密着型 通所介護	13	—	—	—	13

※ () 内は、施設・居住系の定員数

② 施設サービス・居住系サービス

施設サービスについては、医療・介護双方のケアが必要な高齢者に対して重要な役割を担う「介護医療院」について、新たに整備意向の法人があることから、整備計画に計上します。

居住系サービスについては、既存の「特定施設入居者生活介護」において、一般居室から介護居室へ転換の意向があることから、整備計画に計上します。

区分	令和5年度末 時点整備数	第9期計画年度整備数			令和8年度末 時点整備数
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護老人福祉施設	7 (403)	—	—	—	7 (403)
介護老人保健施設	3 (290)	—	—	—	3 (290)
介護医療院	0 (0)	—	—	3 (139)	3 (139)
特定施設入居者生活介護	3 (130)	(8)	—	—	3 (138)

※ () 内は、定員数

※ 従来型施設とユニット型施設は別施設として、整備数に計上

(2) 第9期計画における総給付費の見込み

単位：千円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の合計
居宅サービス	3,057,987	3,111,272	3,064,900	9,234,159
地域密着型サービス	1,390,352	1,402,411	1,400,820	4,193,583
施設サービス	1,792,982	1,795,250	1,880,984	5,469,216
介護予防サービス	203,305	205,875	207,969	617,149
地域密着型介護予防サービス	15,731	15,751	15,751	47,233
総給付費	6,460,357	6,530,559	6,570,424	19,561,340

(3) 標準給付費の見込み

単位：円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の合計
総給付費	6,460,357,000	6,530,559,000	6,570,424,000	19,561,340,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	143,015,951	145,043,661	146,860,113	434,919,725
高額介護サービス費等給付額	125,919,042	127,733,794	129,333,465	382,986,301
高額医療合算介護サービス費 等給付額	22,973,518	23,269,794	23,561,212	69,804,524
算定対象審査支払手数料	5,589,648	5,661,738	5,732,640	16,984,026
標準給付費見込額(A)	6,757,855,159	6,832,267,987	6,875,911,430	20,466,034,576

(4) 地域支援事業費の見込み

単位：円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の合計
介護予防・日常生活支援総合 事業費(B)	154,360,216	157,950,800	161,518,072	473,829,088
包括的支援事業・任意事業費	117,302,302	116,955,701	116,614,126	350,872,129
地域支援事業費見込額(C)	271,662,518	274,906,501	278,132,198	824,701,217

(5) 第1号被保険者負担分相当額

第1号被保険者負担分相当額 (D)

= (標準給付費見込額 (A) + 地域支援事業費見込額 (C)) × 23% (第1号被保険者負担率)

単位：円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間の合計
第1号被保険者 負担分相当額 (D)	1,616,789,066	1,634,650,132	1,645,430,034	4,896,869,232

(6) 保険料収納必要額

単位：円

区 分	令和6年度～令和8年度
第1号被保険者負担分相当額 (D)	4,896,869,232
調整交付金相当額 (E)	1,046,993,183
調整交付金見込額 (F)	567,457,000
準備基金取崩額 (G)	498,000,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (H)	64,866,000
保険料収納必要額 (D + E - F - G - H)	4,813,539,415

(7) 保険料基準額の算定

令和6年度～令和8年度

保険料基準額 = 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 (99.0%)

÷ 所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数 (71,084人)

÷ 12か月

≡ 介護保険料基準額 (月額) 5,700円

(8) 第9期計画期間における介護保険料

所得段階		介護保険料 (年額)	対象者の内容
第1段階	0.455	31,122円	生活保護被保護者・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の 合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第2段階	0.685	46,854円	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の 合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方
第3段階	0.69	47,196円	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の 合計所得金額の合計額が120万円を超える方
第4段階	0.90	61,560円	本人が市民税非課税者、世帯に市民税課税者がいる方で本人の前年の 課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第5段階	1.00	68,400円 (基準額)	本人が市民税非課税者、世帯に市民税課税者がいる方で本人の前年の 課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方
第6段階	1.20	82,080円	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	1.30	88,920円	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方
第8段階	1.50	102,600円	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方
第9段階	1.70	116,280円	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方
第10段階	1.90	129,960円	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方
第11段階	2.10	143,640円	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方
第12段階	2.30	157,320円	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方
第13段階	2.40	164,160円	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方

※第1～3段階については、低所得者軽減前の割合及び介護保険料を示しています。

(9) 低所得者軽減

低所得者の保険料軽減強化のため、第1段階から第3段階までの人を対象に、
公費を投入し介護保険料の軽減を行います。

	軽減前の保険料率	軽減後の保険料率
第1段階	0.455	0.285
第2段階	0.685	0.485
第3段階	0.69	0.685

圏域別介護保険サービス基盤整備の状況

各圏域別の介護保険サービス施設の整備状況は下記のとおりです。

サービス種別		圏域名				
		龍野東	龍野西	新宮	揖保川	御津
居宅	居宅介護支援	9	6	4	6	3
	訪問介護	8	5	0	1	3
	訪問入浴介護	0	0	0	1	0
	訪問リハビリテーション	27	12	7	11	9
	居宅療養管理指導	41	17	15	20	16
	訪問看護	37	14	8	14	11
	通所介護	6	5	2	3	3
	通所リハビリテーション	11	8	5	4	7
	短期入所生活介護	1	1	1	2	1
	短期入所療養介護	0	1	1	1	1
	福祉用具貸与	3	1	0	0	1
	福祉用具販売	3	2	0	0	1
	特定施設入居者生活介護	0	1 (50)	2 (80)	0	0
地域密着型	認知症対応型共同生活介護	2 (36)	2 (18)	1 (18)	2 (18)	2 (18)
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	1 (20)	0	0
	小規模多機能型居宅介護	2	1	1	3	1
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	1	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1
	地域密着型通所介護	4	5	4	1	1
施設	介護老人福祉施設	2 (80)	1 (80)	1 (65)	2 (115)	1 (63)
	介護老人保健施設	0	1 (104)	1 (90)	1 (96)	1 (29)
総合事業	第1号訪問（相当サービス）	8	5	0	1	2
	第1号訪問（緩和サービス）	8	4	0	1	2
	第1号通所（相当サービス）	10	10	6	4	2
	第1号通所（緩和サービス）	9	8	6	3	2

※()内は、施設・居住系の定員数 ※医療みなし、休止中含む。

(令和5年9月末現在)

発行日 令和6年3月
 発行 たつの市
 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1
 TEL 0791-64-3155 FAX 0791-63-0863
 URL <https://www.city.tatsuno.lg.jp/>